



熊本県公報

第 11957 号

平成 22 年 11 月 5 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 要措置区域の指定	(水環境課)	2
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	4
○ 道路の区域の変更	(道路保全課)	4
○ 道路の供用開始	(〃)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の廃止	(〃)	5
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の辞退	(障害者支援総室)	5
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(〃)	6
○ 道路の区域変更	(道路保全課)	6
○ 道路の区域変更	(〃)	6
○ 道路の供用開始	(〃)	7
○ 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定取消	(税務課)	7

公 告

○ 県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(くまもとブランド推進課)	7
○ 県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(〃)	9
○ 県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(〃)	11
○ 道路の位置指定の公告	(建築課)	13
○ 土地改良区役員の退任の公告	(農村計画・技術管理課)	13
○ 土地改良区役員の退任及び就任の公告	(〃)	13
○ 土地改良区の定款変更認可	(〃)	14
○ 県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(漁港漁場整備課)	14
○ 県が設置する公の施設における指定管理者の募集	(〃)	16

登 載 依 頼

○ 平成 22 年度第 6 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(熊本県公共事業再評価監視委員会)	17
○ 有明海自動車航送船組合議会第 2 回定例会の招集告示	(有明海自動車航送船組合)	18

告 示

熊本県告示第 997 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 5 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスはっぴーらいふ 人吉市下原田町字荒毛 1516 番 地 1	有限会社九州ライフサポート	平成 22 年 11 月 1 日

熊本県告示第998号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスはっぴーらいふ 人吉市下原田町字荒毛1516番地1	有限会社九州ライフサポート	平成22年11月1日

熊本県告示第999号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス縁がわ小国 阿蘇郡小国町宮原2803番地	特定非営利活動法人コレクティブ	平成22年11月1日

熊本県告示第1000号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス縁がわ小国 阿蘇郡小国町宮原2803番地	特定非営利活動法人コレクティブ	平成22年11月1日

熊本県告示第1001号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 要措置区域に指定する区域
熊本県八代市鏡町有佐字足洗1302番地、1315番地の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

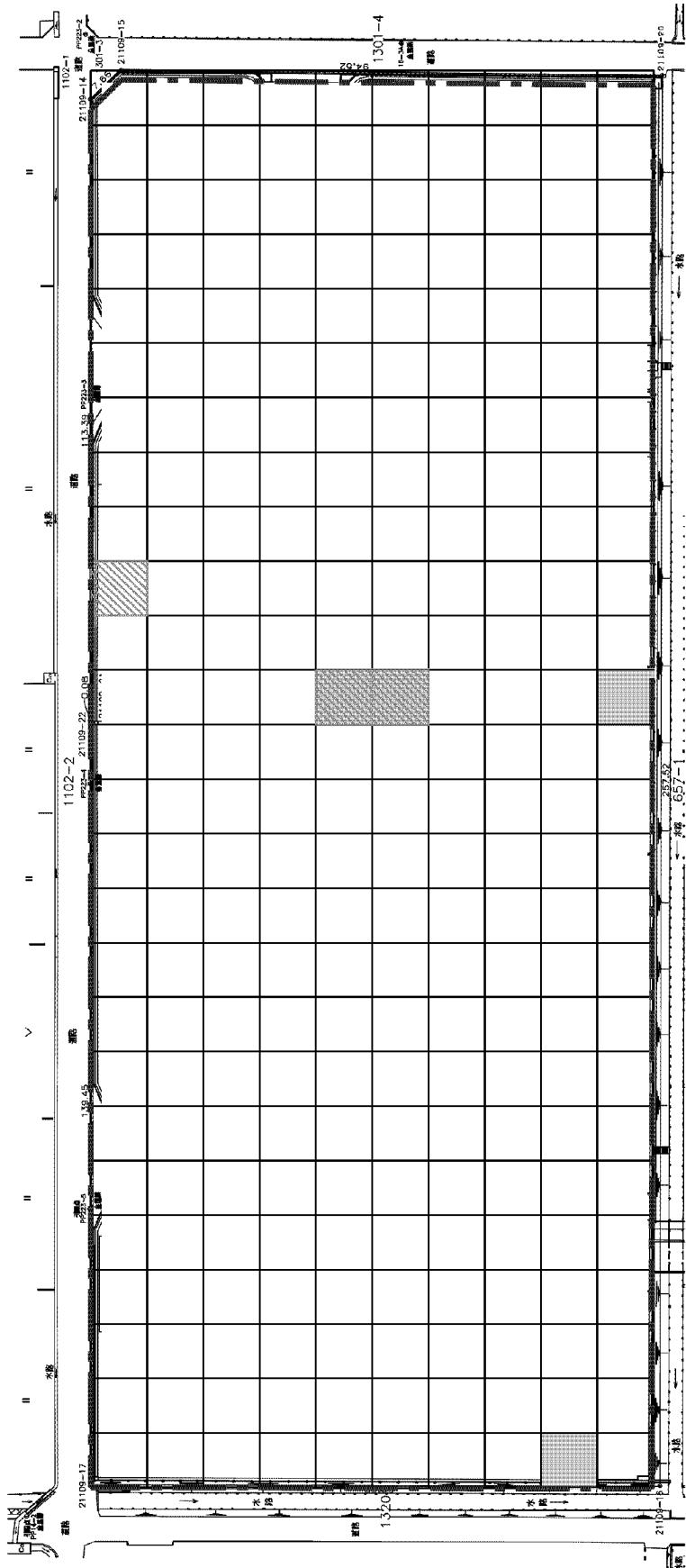
(別図)

■ 要措置区域(鉛が土壤溶出量基準を超過)

■ 要措置区域(ふつ素が土壤溶出量基準を超過)

N

0 10 20 30 40 50
m



熊本県告示第 1002 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスまごころ本舗武藏ヶ丘苑 熊本市武藏ヶ丘一丁目8-15 エクセルハイム1F	株式会社 d r e a m f a c t o r y	平成22年11月1日

熊本県告示第1003号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
集いの家 八代市古閑中町62 8番地	NPO法人八代福祉開発・集いの家 八代市古閑中町6 28番地 藤本 幸吉	平成22年 11月1日	4310200359	就労移行 支援
ケアホーム托生 天草郡苓北町上津深 江34-1	社会福祉法人慈永 会 天草郡苓北町志岐 1059番地 永野 義孝	平成22年 11月15 日	4322100084	共同生活 介護

熊本県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年11月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町内田字石橋 2095番1地先から 同所 2102番11地先まで	前	21.1 ～ 34.4	28.3	地基創改（迂回路）
			後	21.1 ～ 50.4	28.3	
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町東小川字上蓮佛 436番地先から 同市小川町西海東字前田 1287番4地先まで	前	9.1 ～ 28.0	1,044. 6	地活創（歩道整備）
			後	10.1 ～ 41.5	1,044. 6	

2 区域を変更する期日 平成22年11月5日

熊本県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年11月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水い字新屋敷 3365番1地先から 同所 3384番1地先まで	152.2	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年11月5日

熊本県告示第1006号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
いづみだ整骨院	富松 聖未	人吉市南泉田町18番地1 い づみだ23ビル102	平成22年8月 9日
あおば整骨院	江上 雄治	阿蘇郡小国町宮原1732番地 1	平成22年8月 9日

熊本県告示第1007号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
あおば整骨院	朝来野 純士	阿蘇郡小国町宮原1732番地 1	平成22年5月 31日

熊本県告示第1008号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
第二明星学園 上益城郡御船町大字小坂字下原 2140 番地の 1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町大字小坂字下原 2140 番地の 1 武元 典次郎 濱田 悍	平成 23 年 3 月 31 日	4311400040	知的障害者更生施設
うすま苑 玉名郡南関町上坂下 790 番地	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下 790 番地 石川 四男美	平成 23 年 3 月 31 日	4311110011	知的障害者更生施設

熊本県告示第 1009 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 5 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
第二明星学園短期入所事業所 上益城郡御船町大字小坂字下原 2140 番地の 1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町大字小坂字下原 2140 番地の 1 武元 典次郎 濱田 悍	平成 23 年 3 月 31 日	4311400040	短期入所
うすま苑短期入所事業所 玉名郡南関町上坂下 790 番地	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下 790 番地 石川 四男美	平成 23 年 3 月 31 日	4311110011	短期入所

熊本県告示第 1010 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 22 年 11 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 11 月 5 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	445 号	上益城郡山都町北中島字古閑平 2256 番 27 地先から 同所 2256 番 17 地先まで	前	16.0 ～ 33.2	58.6	廃道
			後	16.0 ～ 25.0	58.6	

2 区域を変更する期日 平成 22 年 11 月 5 日

熊本県告示第 1011 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年11月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字戸屋 64番1地先から 同所 60番1地先まで	前	5.3 ～ 12.8	308.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	6.1 ～ 27.5	308.0	

2 区域を変更する期日 平成22年11月5日

熊本県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年11月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字大林字前田 8番1地先から 同所 100番4地先まで	225.0	活力基盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字大林字前田 124番1地先から 同所 120番地先まで	61.0	

2 供用を開始する期日 平成22年11月5日

熊本県告示第1013号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
アポロ石油販売株式会社	水俣市わらび野2番1号	平成22年9月1日

公 告

熊本県公告第606号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

熊本産業展示場

(2) 場所

上益城郡益城町大字福富1010番

- (3) 施設の規模等
 ア 敷地面積 121,229 平方メートル
 イ 主な建物 熊本産業展示場本体（鉄筋コンクリート造・鉄骨造 一部プレストレストコンクリート造、延床面積 20,280 平方メートル）
- (4) 施設の概要
 熊本産業展示場本体（展示ホール、売店、管理事務室、役員室、大中会議室、多目的ホール、レストラン）
 駐車場 約 2,200 台
- 2 指定管理者が行う業務
 (1) 見本市、展示会及び会議のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供及び施設等の使用許可業務
 (2) 産業振興及び県民の文化の向上を図ることを目的とした催事の開催等に関する業務
 (3) 産業展示場の運営に関する業務
 (4) 産業展示場の施設等の維持管理及び修繕業務
 (5) その他指定管理者が産業展示場の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格
 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 (2) 県内に事業所を有すること。
 (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 (6) 会社更正法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
 ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
 イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 ウ 5 の(1)に記載する書類のウ～ク並びにケの（ウ）については、参加者それぞれについて提出すること。
 エ 参加については、一グループにつき一提案に限ること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 オ 代表団体は、(1)～(7)のすべての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
 (1) 提出書類
 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）
 イ 熊本産業展示場指定管理者事業計画書及び収支予算書
 ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去 3 年分の貸借対照表、収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類
 （ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の 3 年分とする。また、事業開始後の年度が 3 年を経過していない申請者にあっては過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあっては今年度の収支決算見込書及び直近の合計残高試算表）
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去 3 年分の事業報告書その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類
 （ただし、申告期限が未到来の場合は、直近の 3 年分とする。また、事業開始後の年度が 3 年を経過していない申請者にあっては過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者にあっては今年度の事業計画書）
 キ 労働者火災補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 ク 納税証明書

- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 ケ その他知事が必要と認める書類
 (ア) 県内の事業所に勤務する従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類）
 (ウ) 合意書に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課
 貿易・経済交流推進班（県庁本館7階）
 郵便番号862-8570熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-383-1111（内線5268）
- (3) 提出期間
 平成22年11月29日（月）から平成22年12月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本9部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
 指定管理候補者選定委員会において審査し、適當と認められる申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に係る意見として知事に提出し、指定管理候補者は最終的に知事が選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月5日（金）から平成22年12月3日（金）までの間に、交付する。
- 8 現地説明会
 (1) 日時
 平成22年11月15日（月）午前10時30分
 (2) 場所
 熊本産業展示場
 (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書」にて5の(2)にあらかじめ申し込むこと。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問い合わせ先
 5の(2)に同じ。

熊本県公告第607号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
 熊本県伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）
 (2) 場所
 熊本市千葉城町3番35号
 (3) 施設の規模等
 ア 敷地面積 4,094平方メートル

イ 主な建物 伝統工芸館（鉄筋コンクリート造地上 2 階、地下 1 階建て、延床面積 3,017 平方メートル）

(4) 施設の概要

伝統工芸館（常設展示室、一階展示室、二階展示室 A、二階展示室 B、和室、地下会議室、工房、即売展示室、休憩室、収蔵庫、館長室、事務室、機械室、倉庫等）

2 指定管理者が行う業務

- (1) 伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料（以下「伝統的工芸品等」という。）の収集、保管、展示業務
- (2) 展示、研修及び会議のための施設提供及び施設使用許可業務
- (3) 伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な業務
- (4) 伝統工芸館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 施設の使用に係る利用料金に関する業務
- (6) その他、伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 5 の(1)に記載する書類のウ～クについては、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 参加については、一グループにつき一提案に限ること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体は、(1)～(7)のすべての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）

イ 熊本県伝統工芸館指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県商工観光労働部くまもとブランド推進課（県庁本館 7 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 (内線 5266)

(3) 提出期間

平成22年11月29日（月）から平成22年12月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本については写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月5日（金）から平成22年12月3日（金）までの間に、交付する。
- 8 現地説明会
(1) 日時
平成22年11月12日（金）午前10時
(2) 場所
伝統工芸館（熊本市千葉城町3番35号）
(3) その他
現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を11月11日（木）午後3時までに5(2)まで連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、伝統工芸館の管理に係る経費とする。
(4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第608号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
観光物産交流スクエア（くまもと県民交流館のうち物産等振興施設）
(2) 場所
熊本市手取本町8-2 テトリアくまもとビル1階
(3) 施設の規模等
ア 全体面積 206.61平方メートル
イ 展示スペース面積 150.00平方メートル
(4) 施設の概要
事務室、展示スペース、給湯室、倉庫兼ストックルーム
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 施設の提供及び施設の使用許可に関する業務
(2) 施設の使用に係る利用料金に関する業務
(3) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
(4) その他、スクエアの管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事業所を有すること。

- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

- 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
 - イ 観光物産交流スクエア指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課（県庁本館7階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号096-333-2333（直通）
- (3) 提出期間
平成22年11月29日（月）から平成22年12月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本については、写しで可。）

6 指定管理候補者の選定

指定管理候補者選定委員会において審査し、適当と認められる申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に係る意見として知事に提出し、指定管理候補者は最終的に知事が選定する。

7 募集要項の交付

5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月5日（金）から平成22年12月3日（金）までの間に交付する。

8 現地説明会

(1) 日時
平成22年11月12日（金）午後2時

(2) 場所
観光物産交流スクエア（熊本市手取本町8-2 テトリアくまもとビル1階）

(3) その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に平成22年11月11日（木）午後3時までに連絡すること。

9 留意事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかつたとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため

複写する。

- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第609号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾2014番地1
 2 築造者の氏名 有限会社エトワール不動産
 3 道路の位置 荒尾市宮内出目字居屋敷491番1
 4 道路の幅員 5.03メートルから8.40メートルまで
 5 道路の延長 32.27メートル
 6 指定年月日 平成22年10月21日
 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第34号

熊本県公告第610号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	矢上 雅義	球磨郡相良村大字深水1355番地の2

熊本県公告第611号

熊本市に事務所を置く天明新川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中村 徳生	熊本市御幸木部1丁目7番7号
理事	後藤 英一	熊本市南高江4丁目2番7号
理事	河上 正弘	熊本市美登里町345番地
理事	近藤 博寿	熊本市近見6丁目20番85号
理事	下村 正則	熊本市護藤町2805番地
理事	柴田 生人	熊本市御幸笛田5丁目3番28号
理事	中村 宣生	熊本市美登里町1261番地
理事	志柿 勇二	熊本市元三町2丁目5番33号
理事	林田 正廣	熊本市錢塘町1190番地
理事	西村 立義	熊本市八幡7丁目1番5号
理事	森下 孝康	熊本市南高江1丁目4番37号
理事	林田 徳一	熊本市奥古閑町4202番地
理事	松村 朋和	熊本市御幸西1丁目7番23号
理事	田上 効	熊本市内田町620番地
理事	林田 賢一	熊本市海路口町718番地
理事	藤本 喜久生	熊本市川口町2793番地

就任		
理事	後藤 英一	熊本市南高江4丁目2番7号
理事	河上 正弘	熊本市美登里町345番地
理事	近藤 博寿	熊本市近見6丁目20番85号
理事	井上 恵一	熊本市護藤町2640番地
理事	伊藤 正一	熊本市御幸笛田5丁目4番31号
理事	中村 宣生	熊本市美登里町1261番地
理事	志柿 茂喜	熊本市元三町2丁目6番3号
理事	荒崎 直之	熊本市錢塘町1263番地1
理事	長井 文夫	熊本市御幸木部3丁目6番1号
理事	森下 孝康	熊本市南高江1丁目4番37号
理事	林田 徳一	熊本市奥古閑町4202番地
理事	松村 朋和	熊本市御幸西1丁目7番23号
理事	園田 賴昭	熊本市内田町637番地
理事	永井 豊	熊本市海路口町2410番地
理事	藤本 喜久生	熊本市川口町2793番地

熊本県公告第612号

上益城郡御船町に事務所を置く七滝土地改良区理事長栗永栄一から平成22年10月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年10月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第613号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

牛深漁港漁港浄化施設（以下「浄化施設」という。）

(2) 場所

熊本県天草市牛深町字後浜3466番地

(3) 施設の規模等

ア 敷地面積 1,796平方メートル

イ 建物 1棟（鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積751.07平方メートル）

(4) 施設の概要

漁港浄化施設（前処理設備：原水槽、流量調整槽、貯留槽、加圧浮上槽、生物処理設備：高負荷曝氣槽、第一沈殿槽、接触酸化槽、第二沈殿槽、高度処理設備：ろ過ポンプ槽、急速ろ過器、逆洗水槽、放流監視槽、汚泥処理設備：汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥脱水機、ケーキホッパー等）

2 指定管理者が行う業務

(1) 浄化施設の維持管理に関する業務

(2) 浄化施設の運転に関する業務

(3) その他浄化施設設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

4 管理に要する経費

浄化施設の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととする。この委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県内に事業所を有すること。

(3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部の間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 労働者災害補償保険に加入していること。

(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に規定する技術管理者を当該施設に置くことが可能であること。

6 募集要項の交付

- (1) 交付期間 平成22年11月5日（金）から平成22年12月6日（月）まで
 (2) 交付場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課管理班（県庁本館10階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2463

7 申請の手続

(1) 提出書類

- 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
 イ 牛深漁港漁港浄化施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他
団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務
の内容を明らかにする書類
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない
事業者は除く。）
 ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業
所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）に
ついて未納がないことの証明書
 ケ その他知事が必要と認める書類
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団
体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 (ウ) 指定申請に係る誓約書
 (エ) 申立書
 (オ) 当該施設に置く技術管理者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条
の規定による技術管理者」であることを証する書面

(2) 申請書の提出先

6の(2)に同じ。

(3) 提出期間

平成22年11月29日（月）から平成22年12月6日（月）までの日（県の
休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

10部

8 説明会

(1) 日時

平成22年11月16日（火）午後1時30分から

(2) 場所

熊本県庁西側事務棟第1会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、説明会参加申込書をあらかじめ提出すること。

9 指定管理候補者の選定方法

- (1) 提出された申請書類により第1次審査（資格審査）を行う。
 (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選定委員会による第2次審査を行う。選定委
員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求
める。
 (3) 選定委員会での得点が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、
最終的には県において指定管理候補者を選定する。
 (4) 指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
される。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかつたとき。

- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

1 1 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
 (2) 提出書類は、必要に応じ複写する。(ただし、使用は、県庁内及び指定管理候補者選定委員会での検討のために限る。)
 (3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第614号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年11月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
樋合漁港漁港利用調整施設（以下「利用調整施設」という。）
 (2) 場所
熊本県上天草市松島町合津
 (3) 施設の概要
漁港利用調整施設（防波堤342メートル、護岸893.1メートル、オーナーバース1,741平方メートル、ビジターバース280メートル、泊地45,000平方メートル、駐車場445平方メートル、臨港道路567メートル、植栽6,348平方メートル、遊歩道557メートル、便所1棟、休憩所1棟、照明灯18基等）

2 指定管理者が行う業務

- (1) 利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務
 (2) 利用調整施設の使用の許可及び届出に関する業務
 (3) その他利用調整施設設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

4 管理に要する経費

利用調整施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 県内に事業所を有すること。
 (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部の間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

6 募集要項の交付

- (1) 交付期間 平成22年11月5日（金）から平成22年12月6日（月）まで
 (2) 交付場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課管理班（県庁本館10階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2463

7 申請の手続

- (1) 提出書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 ア 指定管理者指定申請書
 イ 樋合漁港漁港利用調整施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他
団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の

内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(ウ) 指定申請に係る誓約書

(エ) 申立書

(2) 申請書の提出先

6 の (2) に同じ。

(3) 提出期間

平成22年11月29日（月）から平成22年12月6日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。

電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

10部

8 説明会

(1) 日時

平成22年11月16日（火）午前10時

(2) 場所

熊本県庁西側事務棟第1会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、説明会参加申込書をあらかじめ提出すること。

9 指定管理候補者の選定方法

(1) 提出された申請書類により第1次審査（資格審査）を行う。

(2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選定委員会による第2次審査を行う。選定委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(3) 選定委員会での得点が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的には県において指定管理候補者を選定する。

(4) 指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかつたとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

11 その他

(1) 提出書類は、返却しない。

(2) 提出書類は、必要に応じ複写する。（ただし、使用は、県庁内及び指定管理候補者選定委員会での検討のために限る。）

(3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号

平成22年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年11月5日

熊本県公共事業再評価監視委員会

1 開催日時

平成22年11月8日（月）

午後3時から午後5時まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

3 議題

(1) 平成 22 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（付帯意見の審議）

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手續は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）

電話 096-333-2490

有明海自動車航送船組合告示第 2 号

有明海自動車航送船組合議会平成 22 年第 2 回定例会を平成 22 年 11 月 12 日午後 1 時 30 分長崎県雲仙市に招集する。

平成 22 年 11 月 5 日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博